

Pre-UX イノベーションハブにおけるイベント利用規約

熊本県 産業支援課

第1条 この「Pre-UX イノベーションハブにおけるイベント利用規約」（以下「本規約」という）はPre-UX イノベーションハブ（以下「当施設」という）におけるイベント利用に係る手続きおよび注意事項等について定める。

2 本規約におけるイベントとは、本施設内のスペース（コワーキング・会議室1，2）で実施される、UX メンバーシップ会員が主催するイベントをいう。

（利用条件）

第2条 UX メンバーシップ会員は、以下各号のいずれかに該当する場合、イベントを開催することができる。

- (1) ライフサイエンス分野（医療・介護・健康・食・ビューティー・スマート農業等）を中心とする新たな産業の創出につながるものであること
- (2) オープンイノベーションに資するものであること
- (3) その他、県が認めた場合

2 以下に該当する場合は、当施設の利用はできない。

- (1) 営利目的のイベント等での利用（参加費を徴収する場合でも、実費相当額の徴収にとどまるなど、公益性の高いイベント等はこの限りではない）
- (2) 政治・宗教的な目的での利用
- (3) 反社会的な団体等の利用
- (4) その他、県が適当でないと判断した場合

（利用時間）

第3条 当施設の利用時間は原則として次の通りとする。

(1) イベント開催時の利用時間

ア 平日 午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く）

ただし、土・日・祝日のイベント開催等については内容を審議の上、決定する。

イ 上記時間以外、もしくは土日祝日の利用を希望する場合は、2カ月前までに当施設に相談すること。

ウ 設営、準備や撤収、原状回復にかかる時間も利用時間に含む。なお、設営や原状回復は当施設管理者の指示のもと、利用者側にて行うものとする。

（問合せ受付及び利用申請）

第4条 問合せ受付および利用申請については次の通りとする。

(1) 問合せ受付時間

月～金曜日／ 午前9時～ 午後5時

ただし土・日・祝日及び年末年始を除く。

(2) 受付場所及び問い合わせ先

Pre-UX イノベーションハブ管理者

TEL：096-288-6070 メールアドレス：info.preuxhub@gmail.com

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原 1155-12 テクノ・ラボラトリビル 1F

(3) 利用申請

ア イベントを開催する者は、以下に定める手続きにより、「Pre-UX イノベーションハブイベント利用申請書」を開催日の1ヵ月前までに提出するものとする。参加費を徴収する場合は、申請時において収支計画書（任意様式）を提出すること。

イ 申請受付については随時行う。ただし開催日までに1ヵ月を切っている場合は、日程変更を要請する場合がある。

ウ 予約方法

- ① 事前に UX プロジェクトホームページ「施設情報」にて空き状況を確認の上、上記問い合わせ先へ連絡し、開催日時を選定する。
- ② イベント利用申請書を UX プロジェクトホームページよりダウンロードし、内容を具体的かつ簡潔に記載する。
- ③ イベント利用申請書を上記受付担当へ直接持参又は上記メールアドレスまで送信する。その際、メールの件名は「イベント予約申し込み」とすること。

(4) 審査

ア 当施設管理者は、提出された申請に関する利用条件への適否について審査のうえ、利用条件を満たす場合は、これを受理する。なお、申請内容把握のため、追加資料の提出を申請者に指示することができる。

イ 県は、当施設管理者が受理した申請書等を審査し、適正と認められた場合は、開催許可の決定を行い、利用可否についてメールで通知するものとする。

(5) その他

申請者は、申請書の内容に変更があった場合は、随時当施設管理者へ報告するものとする。申請書の大幅な変更については、再申請を求める場合もある。必要に応じて、利用者は当施設管理者と協議を行う。

(キャンセル・予約の変更)

第5条 予約のキャンセル・申請内容の変更については次のとおりとする。

(1) イベント利用のキャンセル

利用予定者は、原則として、利用許可後のイベントのキャンセルはできない。やむを得ない事情により利用を取り消す場合は、イベント開催日2営業日前までに当施設管

理者まで連絡すること。なお、無断キャンセルが続いた場合は、今後の利用を制限する
場合がある。

(2) 利用に係る内容の変更

利用予定者は、利用許可後、都合により日程・予約内容等を変更する場合は、速やか
に当施設管理者まで連絡すること。

(会場の利用)

第6条 利用者は、当施設の利用開始から終了まで次の事項を遵守すること。

- (1) 会場内の設営及びレイアウトの変更が必要な場合は、利用者において対応するとと
もに、利用終了後の原状復帰・清掃等を行うこと。
- (2) イベントの運営及び受付業務は利用者が行う。
- (3) 備品の貸出し、返却は、当施設管理者立会いのもと行う。
- (4) 無線 LAN を利用する場合は、パスワードを当施設管理者に確認する。
- (5) 配布資料等は利用者が準備する。

(イベント告知)

第7条 イベント告知については次の通りとする。

- (1) 集客は、原則として利用者が行うこととする。なお、当施設管理者は UX プロジェ
クト SNS、当施設内の告知スペースなどを使って、利用者からの依頼に対して、必要
に応じて告知等に協力するものとする。
- (2) 利用者は、当施設で実施するイベント等の内容に関する問い合わせについて、責任
を持って対応することとし、当施設での対応は、原則として行わないものとする。
- (3) 告知ページやチラシなどの広報物の連絡・問い合わせ先に利用者の電話番号やメー
ルアドレスを記載することとし、原則として、当施設の連絡先は記載しないものとする。

(利用上の注意事項)

第8条 利用上の注意事項は次の通りとする。

(1) 飲食

当施設でのイベントにおける飲食を希望する場合は、当施設の利用申請を行う際、申
請書に記載すること。原則として飲酒は認めない。

(2) ごみの処理

当施設の利用にあたって発生したごみは、利用者が持ち帰ること。大量のごみが発生
するイベントを実施する場合は、利用者におけるごみ処理を考慮に入れた上で利用す
ること。

(3) ロビーの利用

ロビーは共用部のため、利用を禁止する。受付テーブル等は会場内に設置する。

(4) 譲渡・転貸の禁止

利用者は、利用承認されたことによって生じる全部又は一部の利用権を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(5) 職員の立ち入り及び指示

ア 施設管理の必要上、当施設管理者がイベント実施スペースに立ち入ることがある。

イ 当施設の安全な運営のため、利用者は当施設管理者による指示には必ず従う。

(利用許可の取消と以後の利用制限)

第 9 条 当施設管理者において、利用者または利用予定者が、次の事項に該当すると認められた場合は、県と協議のうえ、当該利用許可を取り消すとともに、当該利用者または利用予定者及びその関係団体等による以後の当施設利用を許可しないことができる。

(1) 本規約に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により利用許可を受けた事実が明らかになったと認められるとき。

(3) 公序良俗、法律、条例、規則に違反するおそれがあると認められたとき、又は、暴力団の利益となる利用と認められたとき（利用許可後に暴力団の利益となる利用が判明した場合も利用を取り消す。暴力団の利益について条例に基づき、熊本県警本部に照会をする場合がある）。

(4) 熊本県迷惑行為等防止条例に抵触する言動や当施設管理者への威圧的言動などにより、当施設の秩序を乱す恐れがあるとき。

2 次の事項に該当すると判断した場合も利用許可を取り消すことができる。

(1) 災害、その他の事情により、施設の利用ができなくなったと認められたとき。

(2) 工事、その他の事情により、施設の管理・運営上支障があると認められたとき。

(管理責任および賠償責任)

第 10 条 管理責任および賠償責任については次の通りとする。

(1) 管理責任

ア 利用期間中に、当施設内で発生した事故はすべて利用者の責任とし、当施設管理者は賠償責任等その他一切の責任を有さない。

イ 利用者自身ではなく来場者等の行為でも、利用者の責任として処理する。

ウ 利用者は、利用期間中、施設及び付帯設備の保全に万全の注意を払うとともに、来場者の安全確保について責任を持って必要な措置（来場者に対する整理・案内）を講じる。

エ 利用者が連続利用する場合に残置する物品・利用機材等については、当施設管理者は保管の責任を負わない。

(2) 損傷等の届出と賠償責任

- ア 利用に際して、施設等を棄損・汚損・滅失したときは、直ちに当施設管理者にその旨を届け出てその指示に従う。
- イ 利用に際して、施設等を棄損・汚損・滅失したときは、利用者の責任において原状回復をするか、その損害を賠償する。ただし、原状回復義務と損害賠償義務の双方を課す場合がある。
- ウ 利用中に生じた利用者及び来場者等の所有物・所持品の盗難・棄損については、その原因に関わらず、当施設では一切、賠償の責任を負わない。
- エ 利用者が第三者の所有物を汚損・棄損したときも、当施設管理者は一切、賠償の責任を負わない。

(免責事項)

第 11 条 免責事項については次の通りとする。

- (1) 本規約に基づく当施設の利用の提供・備品等の・貸出にかかるサービスの内容・品質は、当施設がその時点で提供可能なものとする。当施設管理者はサービスの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負わない。当施設内ネットワークの利用にあたり、その内容及び品質を保証するものではない。
- (2) 当施設管理者は、貸出施設でされる機器に対して、ウイルス感染、ハードウェア故障、データ消失など、いかなる責任も負わない。
- (3) 当施設管理者は、これらにより発生した利用者の損害（他者との間で生じた紛争等に起因する損害を含む。）及びサービスを利用できなかったことにより発生した利用者、または、他者の損害に対し、いかなる責任も負わない。

(規約の改定)

第 12 条 本規約は、県及び当施設管理者が必要に応じ変更できるものとし、規約を変更した場合には、変更内容を UX メンバーシップ加入者に通知し、公表するものとする。

(別途協議事項)

第 13 条 本規約に定めのない事項については、原則として当施設管理者の指示に従うこと。ただし当施設の活用効果が向上するなどの場合においては、利用者と当施設管理者が別途協議のうえで、本規約の趣旨や法令等に反しない限りにおいて柔軟に対応する。